

人員に関する基準

1 勤務体制の確保について

基準

「指定短期入所生活事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、短期入所生活介護従事者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。」

「イ 指定短期入所生活事業所ごとに、短期入所生活介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係等を勤務表上明確にし、人員に関する基準が満たされていることを明らかにする必要があるものであること。(後略)」

【根拠：基準省令解釈通知第三の六の3の(5)①を準用する第三の八の3の(16)】

事例

- ✓ 事務職員が介護職員を兼務、看護職員が機能訓練指導員を兼務しているが、双方の勤務時間や割合等が明確になっていなかった。

指導・ポイント

- 職員の兼務関係及び各職種の勤務時間について、勤務表上明確に記載及び管理すること。

人員に関する基準

2 ユニットリーダー研修の受講について

基準

「ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供することができるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。」

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下、基準条例)第179条第1項】

「2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。(第1号、第2号 略)

三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。」

【基準条例第179条第2項第3号】

「ユニット型指定短期入所生活介護事業所とユニット型の指定介護老人福祉施設等が併設されている場合には、研修受講者をそれぞれに2名以上配置する必要はなく、ユニット型事業所及び併設するユニット型施設(併設するユニット型施設が複数ある場合には、そのうちいずれか一施設に限る。)を一体のものとみなして、合計2名以上の研修受講者が配置されていればよいこととする。」

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第三の八の4の(10)】

事例

✓ ユニット型施設において、ユニットリーダー研修修了者が1名のみケースがあった。

指導・ポイント

- 事業所において、ユニットリーダー研修の受講を計画的に行い、ユニットリーダー研修修了者が2名以上確保できるようにすること。

運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意(重要事項説明書について)

基準

「指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等(当該指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。)の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること(サービスの内容及び利用期間等を含む)につき同意を得なければならないこととしたものである。(後略)」

【指定居宅サービス等及び指定予防介護サービス等に関する基準について第3の8の3(1)】

事例

- ✓ 重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていないケースがあった。

指導・ポイント

- 重要事項説明書の内容に、第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)を盛り込むこと。

運営に関する基準

2 短期入所生活介護計画の作成及び取扱方針について

基準

「指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前及び終了後において当該利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた短期入所生活介護計画を作成しなければならない。」

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下、基準条例)第156条】

「指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第一項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。」

【基準条例第155条第2項】

「相当期間以上」とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者であっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。」

【基準省令解釈通知第三の八の3の(4)①】

事例

- ✓ 4日以上連続利用があった利用者について、短期入所生活介護計画を作成していないケースがあった。
- ✓ 短期入所生活介護計画を作成していたものの、計画の期間が終了しているにもかかわらず内容が更新されていない事例が見受けられた。

指導・ポイント

- 4日以上連続利用をする利用者について、遺漏無く短期入所生活介護計画を作成すること。
- 短期入所生活介護計画の期間が終了した際は、その内容を更新すること。

運営に関する基準

3 衛生管理について

基準

短期入所生活介護従業者は、当該短期入所生活事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第168条(準用第111条第2項)】

事例

- ✓ 短期入所生活介護利用者が使用するトイレ内に、未使用の清拭やオムツを保管しており、衛生的な管理とはいえない状況であるケースがあった。

指導・ポイント

- 利用者のトイレ内に保管されている使用前のオムツや清拭の保管場所を別の場所とし、排泄介助中に介護職員が利用者から離れる際の対応方法を検討すること。